

# 耕種農家への和牛繁殖経営導入支援事業の実施に係る留意事項

令和4(2022)年5月20日

畜産振興課

耕種農家への和牛繁殖経営導入支援事業の実施にあたり、地域連携型畜産振興対策事業実施要領第8に基づく必要な事項を以下のとおり定める。

## 1 低コスト牛舎整備について

当該事業で整備できる低コスト牛舎は原則として以下の条件に合致しているものとする。

- (1) 低コスト牛舎は、ビニールハウスや木造等とする。
- (2) 補助額は導入する繁殖雌牛1頭につき12万円とし、補助上限額480千円/協議会とする。

## 2 繁殖雌牛について

当該事業で導入できる繁殖雌牛は原則として以下の条件に合致している黒毛和種とする。

- (1) 導入する繁殖雌牛は、繁殖に供することができる経産牛とし、補助対象頭数は1協議会につき4頭を上限とする。
- (2) 導入する繁殖雌牛は、本牛または父の育種価もしくは期待育種価のうち2項目以上がAであること。なお、対象となる育種価の項目は下記のアからカとする。

- ア 枝肉の重量
- イ ロース芯の面積
- ウ バラ肉の厚さ
- エ 皮下脂肪の厚さ
- オ 歩留基準値
- カ 脂肪交雑

## 3 飼養管理技術研修について

- (1) 当該事業で実施する研修は、原則として協議会を構成する和牛繁殖農家において実施することとする。
- (2) 研修に係る報償費は1協議会あたり60千円を上限とする。